

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第138号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第11条 [略]	第11条 [略]
	第12条 <u>条例別表第2の19の2の項(4)の規則で定めるものは、</u> <u>母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）第5条の養</u> <u>育医療給付申請書の受理に関する事務とする。</u>
第12条 [略]	第13条 [略]
第13条 [略]	第14条 [略]
第14条 [略]	第15条 [略]
第15条 [略]	第16条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。